

箕輪町成年後見制度利用促進基本計画 (計画期間 令和6～8年度)

計画に対する取り組みの実績と経過等(フォローアップ)資料

○委員の皆様へ

当日の会議資料として、福祉計画(黒字)部分に対して、主に7年度までの取り組み内容について、赤字で福祉課としてコメントしたフォローアップ資料を作成いたしました。

第5章 箕輪町成年後見制度利用促進基本計画

第1節 箕輪町における現状と課題

1 高齢者の現状

認知症高齢者の将来推計

わが国の認知症高齢者の数は、2012年で462万人と推計されており、2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。

箕輪町の正確な認知症高齢者数は把握できていませんが、65歳以上人口の将来推計にあてはめると、2025年の高齢者数7,247人の5人に1人1,450人程度が該当する可能性があります。

当初計画に掲載してありました「箕輪町における認知症高齢者人口の将来推計」および推計の元となる「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）」については、2023年現在では推計値として使用していないことから、本文と表を削除し、現在使用している厚生労働省によるわが国の認知症高齢者数の推計値をもとに、記載し直しました。

2 障がい者の現状

発達障がいをはじめとする概念の広がりや本人、保護者の障がい受容が進んだこと等により、手帳所持者の数は増加傾向にあります。

手帳所持者の中でも障がい特性や症状が異なるため、一概には言えませんが、より重度の人の方が制度利用の可能性が高いと考えられます。

障がいのある人が、地域で安心して生活できるように、権利擁護*の体制の充実に取り組む必要があります。

【箕輪町の療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*所持者数】

(人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
療育手帳	185	201	212	233	233	233	243	262	275	289	302
精神障害者保健福祉手帳	174	163	191	217	244	263	367	390	424	463	496

(各年度3月31日現在)

3 成年後見制度利用支援事業の実施について

町における成年後見制度の利用者数は、令和4年57人となっています。これは、町の認知症高齢者や、障がい者数（490人 令和4年3月31日現在 身体障害者手帳所持者数を除く）と比較すると、利用者数は著しく少ないことが分かります。しかし、成年後見制度の利用者数は年々増加傾向にあり、今後は更に増加するものと考えられます。

制度利用につながっていない要因として、成年後見制度が町民に十分に浸透していないことや、申立てから開始までに時間がかかり過ぎてしまうといった意見があります。

また、全国の成年後見等（後見、保佐、補助）利用者数において、令和4年12月末日における後見の利用者の割合が全体の73%を占めており、保佐が20%、補助が6%にとどまり、任意後見に至ってはわずか1%となっています。制度の普及啓発を強化していくことが求められます。

このため、成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細やかな対応を可能とする保佐及び補助や、利用者の自発的意思を尊重する任意後見制度の利用促進を図るとともに、町民が適切かつ安心して利用できるよう取り組みが求められています。

【成年後見制度の利用者数】

(人)

	成年後見	保佐	補助	合計
平成30年	22	3	0	25
令和元年	24	4	0	28
令和2年	29	4	0	33
令和3年	52	18	3	73
令和4年	41	12	4	57
令和5年	26	3	1	30
令和6年	29	8	3	40
令和7年	29	11	3	43

(長野家庭裁判所伊那支部資料)

4 上伊那の成年後見制度に関する取組みの現状

上伊那の成年後見制度利用者数の推移

上伊那成年後見センター資料より、上伊那成年後見センターの成年後見利用延べ件数の推移をみると、平成28年度から令和2年度の5年間で1,310件の増加となっています。令和3、4年度については、新型コロナウイルス感染症拡大のため、面会制限等があったため利用延べ件数は減少しています。

令和3年12月末時点での上伊那全体での成年後見制度の利用者は401名（内、箕輪町33名）でした。（長野家庭裁判所伊那支部資料より）

【上伊那成年後見センター利用延べ件数】

(件)

	新規	継続	合計
平成 28 年度	93	2,809	2,902
平成 29 年度	116	3,271	3,387
平成 30 年度	92	3,621	3,713
令和元年度	126	4,029	4,155
令和 2 年度	77	4,135	4,212
令和 3 年度	83	3,688	3,771
令和 4 年度	72	3,563	3,635
令和 5 年度	44	2,907	2,951
令和 6 年度	65	4,131	4,196
令和 7 年度	58	5,122	5,180

(上伊那成年後見センター資料)

➡上伊那成年後見センターの不祥事により、利用件数や受任件数が減少していたが受任再開に伴い利用件数や受任件数ともに増加傾向にある。今後、ケースの増加が見込まれるが、受任側の件数も限界が出てくる可能性が高い。

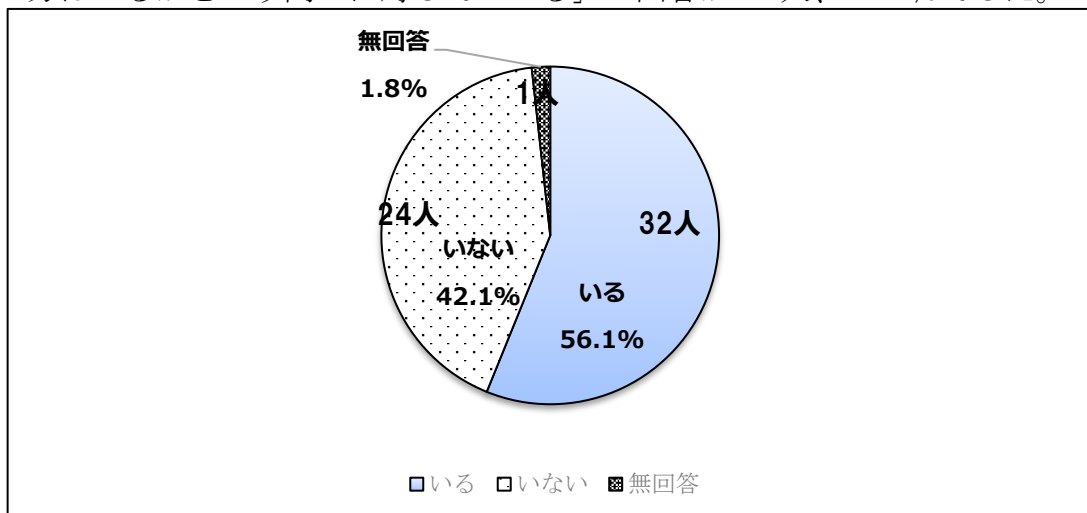
5 成年後見制度の利用ニーズの現状

(1) 実態調査（ニーズ調査）の結果

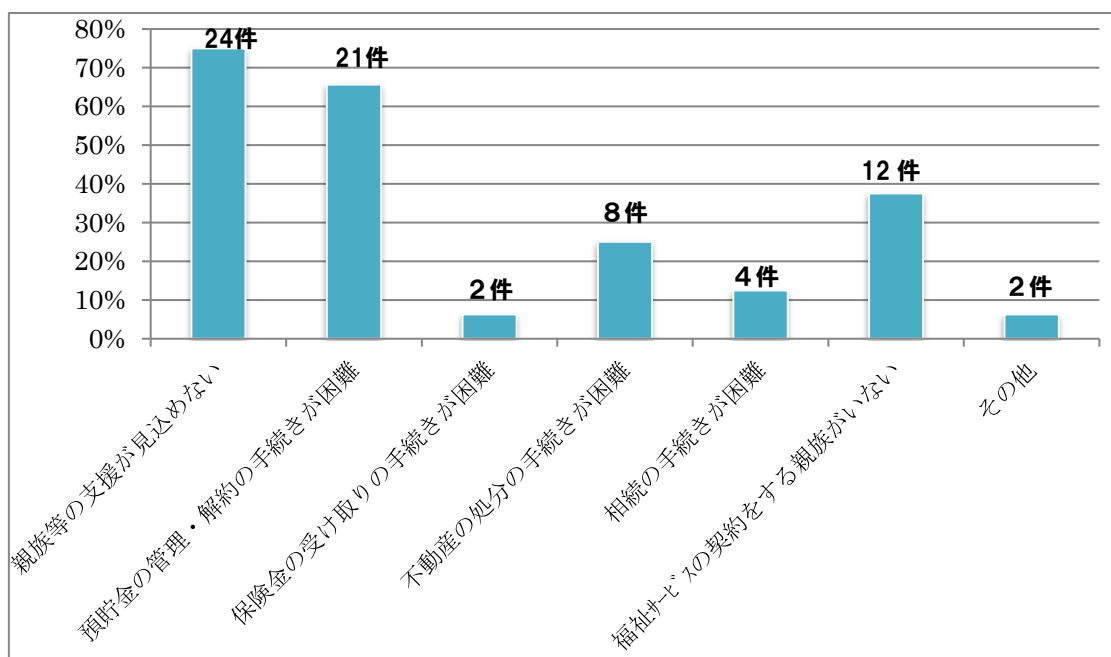
成年後見制度の認知度について、介護認定を受けている方・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者（当事者）、20 歳以上 79 歳未満の町民（無作為抽出）（一般）、相談支援に関わる専門職へアンケート調査を実施しました。

➡令和 5 年度に以下実態調査を実施後、フォローアップは実施していない。令和 7 年度中に終活について調査を実施、詳細は、次期計画（案）へ記載予定です。

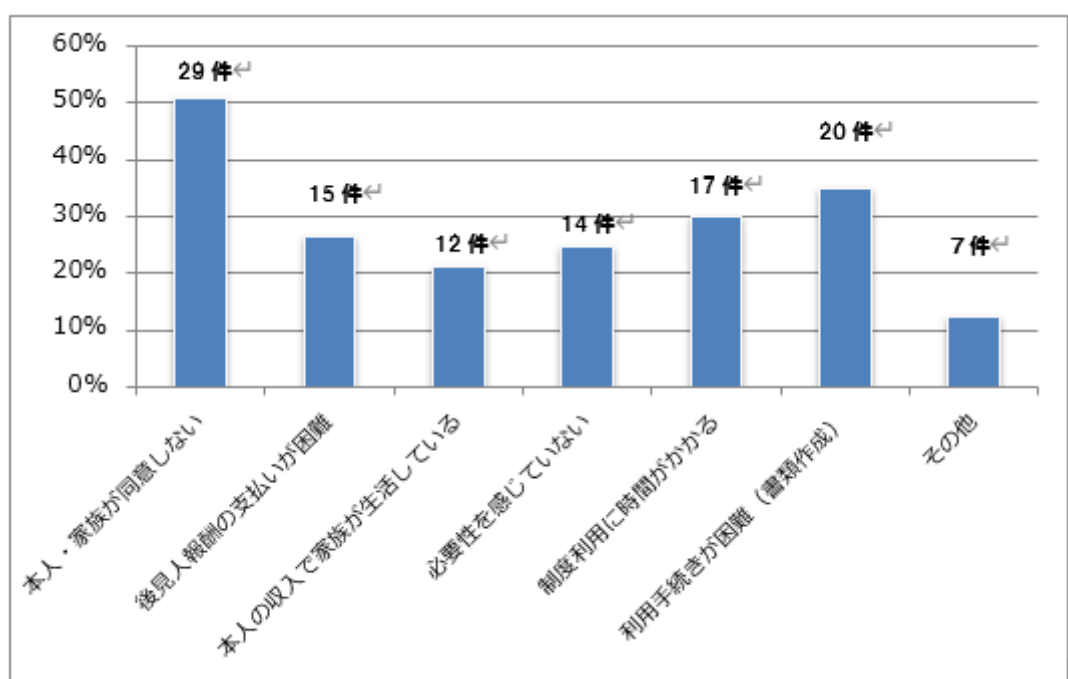
- ① 専門職向けアンケート（回答者 57 人）より成年後見制度が必要と思われる方はいるかという問いに対して「いる」の回答が 32 人、56.1%でした。



- ② 制度の利用が必要と思われる理由について、「親族の支援が見込めない」が75.0%と最も多く、「預貯金の管理・解約の手続きが困難」が65.6%、「福祉サービスの契約をする親族がいない」が37.5%となりました。（複数回答あり）



- ③ 利用申立に関する課題は、「本人・家族が同意しない」が50.9%、「利用手続きが困難」が35.1%、「制度利用に時間がかかる」が29.8%となっています。（複数回答あり）



（２）箕輪町における成年後見制度利用に関する状況

①成年後見制度利用支援事業の利用実績

障がい者においては、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる「知的障がい者*」又は「精神障がい者*」に対し、その制度の利用に要する費用の全部または一部を補助する「成年後見制度利用支援事業」を定めています。高齢者においても同様の事業を実施しており、令和３年度１件の利用実績がありました。

これまで、預貯金が少ない被後見人に対しては上伊那成年後見センターが法人後見*を行っていましたが、令和５年度から町の成年後見制度利用支援事業の拡充を行い、一定の支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると町長が認める者に対して、申立て費用と報酬の助成が行えるようになりました。

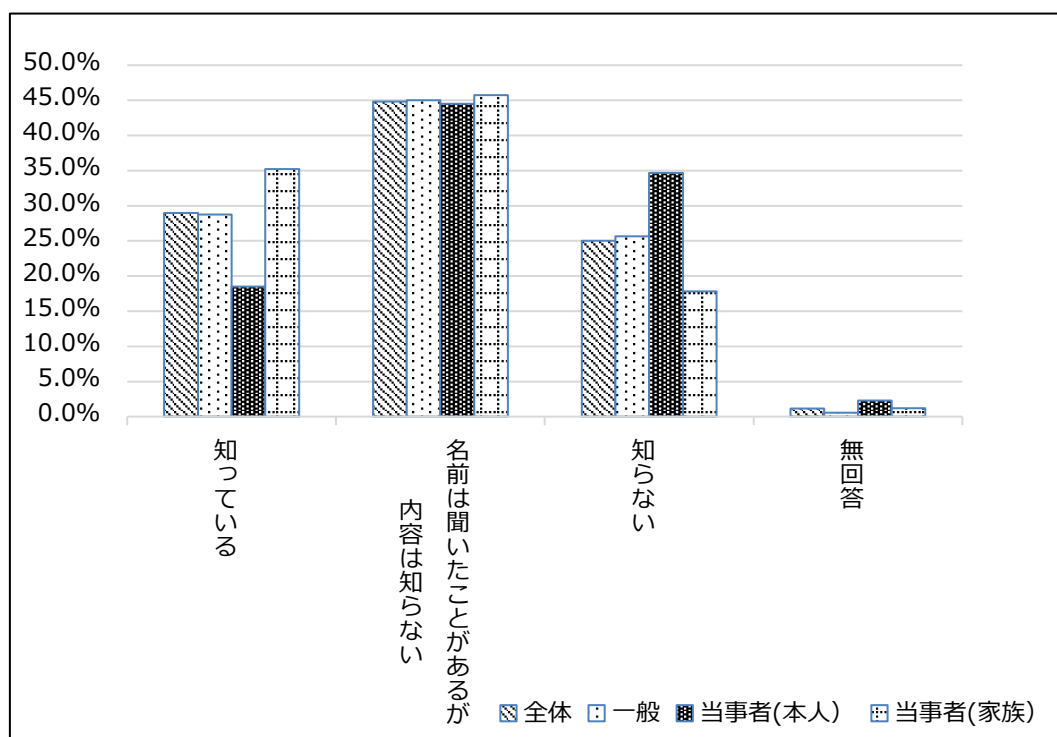
このことにより、制度の利用が今後増加すると予測されます。

➡成年後見制度利用支援事業の拡充に伴い、専門職からの問い合わせや報酬助成の申請件数増。（詳細はP12 指標のとおり）

②アンケート調査の結果

令和２年度に実施したアンケート調査において、回答者 771 人（一般 351 人、当事者（本人） 173 人、当事者（家族） 247 人）のうち、成年後見制度について「知っている」が 29.0%、「名前も内容も知らない」が 25.0%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 44.8%と約 70%が内容を知らない状況です。

また、「成年後見制度を利用したいか」については「どちらとも言えない」が 37.4%となっています。



6 課題分析

(1) 高齢者の課題

高齢者においては、独居や高齢者のみ世帯が増加傾向にあります。その中には、親族はいるが関係性が希薄化し、身寄りがないという方から「将来、自分に何かあったときどうしよう」「緊急連絡先がない」等の困りごとの相談も増加しています。

相談者がいない中、判断能力が低下している高齢者を狙った詐欺等の犯罪に巻き込まれる可能性があり、今後財産管理や身上保護*等、法律面や生活面での支援を必要とする人が増えると推測されます。

(2) 障がい者の課題

令和2年度に実施した障がい者アンケート調査の自由意見の中で、「親亡き後*」の子どもの将来に不安を感じる声があがっています。障がい児・者本人や、障がい者を見守る家族の高齢化や認知症の罹患も懸念されることから、総合的な支援が必要となります。

➡高齢者、障がい者、家族や親族から支援が受けられない方に対して成年後見制度や民間支援があるが、家族機能の低下、費用面等の理由により、現在の仕組みだけでは支えきれないケースが多くなっている。本人の生活を維持するために不可欠とされる支援が、結果的に支援者のシャドーワークとして増加しているため、新たな制度等が必要になっている。国の動向も踏まえ、令和7年度には、先進的な取組を行っている自治体を視察し、新たな仕組みを検討している。

(3) 成年後見制度に関する取組の現状

ニーズ調査の結果からは、成年後見制度の利用について「どちらともいえない」、「利用したいと思わない」との意見が多くみられたことから、自分の判断能力が低下していない、もしくは家族の支援が受けられる状況では、成年後見制度の必要性を考えることがないものと思われます。成年後見等の申立ての動機を見ても、預貯金の管理等が最も多く、次いで福祉施設利用契約のためとなっています。これらの状況から、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれます。

一方で、支援が必要になった時、十分に制度を知らないために利用をためらうことがあると思われることから、制度の理解促進のための取組が必要です。

今後の権利擁護支援の在り方としては、代理権が限定される「補助・保佐の申立」を活用し、より早い段階で本人の意向を優先しながら支援が行われることや、「任意後見制度」を活用し、本人の意思決定に基づく支援が行われることが望まれます。

また、制度の必要性を感じた時に、円滑に制度利用に繋がることができるよう